

「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度案」についての意見

平成24年9月6日

日本証券業協会

意見 番号	意見の対象箇所	意見の内容	理 由
1	第2 被害回復裁判手続 1 共通義務確認訴訟に係る民事訴訟手続の特例 (1) 共通義務確認の訴え	<p>金融商品取引業者においては、多数の投資家に対し金融商品取引法に定められた書面（契約締結前交付書面、上場有価証券書面等）や任意の販売用資料など、定型的な書面を交付する場面が多々あるものの、本来、金融商品取引業者が顧客を勧誘する際には、同法上の義務である適合性の原則に則り、顧客の年齢、資産状態、投資経験、投資知識や対象商品の性質等を踏まえた個別性の強い顧客ごとの勧誘を行っている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、例えば本制度案への意見に対する貴庁の考え方や立法担当官の解説等において、本訴訟制度の運用に当たっては、金融商品取引法に基づく投資勧誘については、外形的な交付書面上の文言の誤り等であることをもって、直ちに届出債権の存否及びその内容を適切かつ迅速に判断することが困難ではないと結論付けることは適切ではなく、慎重な制度運用が求められる旨を留意事項として明示していただきたい。</p>	<p>金融商品取引業者にとって、自らが営む業務がどの程度本訴訟制度の対象となるかどうかは重要であり、法的予見性を確保する必要があると考えるため。</p>
2	第2 被害回復裁判手続 1 共通義務確認訴訟に係る民事訴訟手続の特例 (1) 共通義務確認の訴え	<p>有価証券報告書、有価証券届出書及び目論見書の虚偽記載等が本訴訟制度の対象となる事例を明確化されたい。</p> <p>○ 有価証券報告書関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発行会社について <p>発行会社と消費者との間で株式等が直接的に売買される</p>	<p>金融商品取引業者にとって、金融商品取引法上の開示書類についてどのような主体や行為が本訴訟制度の対象となるかどうかは重要であり、法的予見性を確保する必要があると考えるため。また、公募増資に際して募集に応じて株式を取得した投資家と取引所での売買を通じて株式を買い付けた</p>

意見 番号	意見の対象箇所	意見の内容	理 由
		<p>わけではないため、発行会社が開示する有価証券報告書に虚偽記載があった場合でも、発行会社と消費者との間に消費者契約は存在しないと評価されるのではないかと。</p> <p>また、発行会社が発行有価証券報告書を用いて勧誘をし、勧誘させ若しくは勧誘を助長することも通常は想定されないため、発行会社は有価証券報告書の虚偽記載については本訴訟制度の被告とはならないと考えてよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 証券会社について <p>証券会社が投資家との間で発行会社の株式等について相対取引を行う場合においても、投資家の注文を有価証券市場に取り次ぐ場合においても、通常は有価証券報告書の写しを投資家に直接配付することはないため、発行会社が公表する有価証券報告書に虚偽記載があったとしても、証券会社と投資家との間で消費者契約に関する不法行為があったとは評価されないのではないかと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 有価証券届出書、目論見書関係 ・ 発行会社・証券会社について <p>有価証券届出書又は目論見書に虚偽記載があった場合、例えば通常の公募株式については、消費者は引受証券会社から株式を購入することとなるが、そのような場合には、届出書又は目論見書に発行条件等の記載があることをもって発行会社と消費者との間に消費者契約が存在すると評価されるのか、あるいは直接的な購入の相手方となる引受証券会社と消費者との間に消費者契約が存在すると評価され</p>	<p>投資家の間で取扱いに不公平が生じかねないなどの問題も踏まえ、本訴訟制度の対象となる主体や行為については、その判断基準も含め明確化する必要があると考えられる。</p>

意見 番号	意見の対象箇所	意見の内容	理 由
		<p>るのか。仮に後者と評価される場合には、本来は発行会社が主体的に責任を負うべき有価証券届出書及び目論見書の記載内容に係る責任を、本訴訟制度においては全面的に引受証券会社が負うという歪みが生じることとなりかねないことを懸念する。</p> <p>また、有価証券届出書及び目論見書については、発行会社、引受証券会社、委託販売証券会社のいずれが（いずれも）勧誘をし、勧誘させ若しくは勧誘を助長する事業者に該当するのか。</p>	
3	<p>第2 被害回復裁判手続 1 共通義務確認訴訟に係る民事訴訟手続の特例 (1) 共通義務確認の訴え</p>	<p>制度案3頁③において、「不法行為に基づく民法上の規定による損害賠償の請求に係る金銭の支払義務についての共通義務確認の訴えについては、…又は消費者契約の締結について勧誘をし、当該勧誘をさせ若しくは当該勧誘を助長する事業者を被告とする」とされているが、公募株式の委託販売団、投資信託の販売会社、公開買付の代理人や流通市場への取次ぎを行う証券会社など、消費者契約の直接的な当事者ではなく市場仲介者として行動する金融商品取引業者であっても、本訴訟制度の被告となり得るかどうかを確認したい。</p> <p>なお、仮に金融商品取引業者が被告になり得る場合、どのようなケースが想定されるのかを明確化していただきたい。</p>	<p>金融商品取引業者にとって、自らが営む業務が本訴訟制度の対象となるかどうかは重要であり、法的予見性を確保する必要があると考えるため。</p>
4	<p>第2 被害回復裁判手続 1 共通義務確認訴訟に係る民事訴訟手続の特例</p>	<p>本制度においては対象となる「物品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものについて生じた損害」「消費者契約の目的となるものの対価に関する損害」には、消費者が特定適格消費者団体に支払うこととなる報酬・費用</p>	<p>通常の訴訟において、損害の1割程度を、弁護士費用として上乗せして請求することが多いが、本制度の1段階目において対象となる「物品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものについて生じた損害」「消費者契約の目的とな</p>

意見 番号	意見の対象箇所	意見の内容	理 由
	(1) 共通義務確認の訴え	が含まれるのかどうかを確認したい。	るものの対価に関する損害」には、通常の訴訟においての弁護士費用に相当する特定適格消費者団体への報酬・費用を上乗せすることはできないということでよいか確認したい。そして、対象債権は「共通義務確認の訴えにおいて確認する金銭の支払義務に係る請求権をいうものとする」とされており、届出債権は「簡易確定手続において、対象債権として裁判所に届出があった債権をいうものとする」とされているので、同様に、2段階目においても、届出債権には上記のような特定適格消費者団体への報酬・費用を含まないものと考えられるので、確認したい。
5	第2 被害回復裁判手続 1 共通義務確認訴訟に係る民事訴訟手続の特例 (1) 共通義務確認の訴え	裁判所は、共通義務確認の訴えに係る請求を認容後、事案の性質等を考慮して訴えを却下することができるが、どのような場合に却下することになるのかを確認したい。	却下される場合を明確にしておかないと事実関係がより複雑になり、問題解決が長期化する懸念があるため。
6	第2 被害回復裁判手続 2 対象債権の確定手続(簡易確定手続及び異議後の訴訟) (3) 申立団体による通知及び公告等	制度案6頁③に関し、事業者が、申立団体の求めにより簡易確定手続開始決定の主文等の公告事項を公表する際には、公表の方法について申立団体からの指定を受けることとなるのか。あるいは、事業者の判断により適宜の方法を自ら選択し、当該方法により公表することで足りるのか。	公告事項の公表について、事業者に過度な負担が掛かることがないよう配慮いただきたい。
7	第2 被害回復裁判手続 2 対象債権の確定手続(簡易確定手続及び異	過去に同内容で訴訟を提起し敗訴の確定判決を受けた原告は、仮に同内容で集団訴訟が行われ、二段階目の手続きに進んだ場合であっても、当該訴訟における個別請求権を有す	一事不再理の観点から。

意見 番号	意見の対象箇所	意見の内容	理 由
	議後の訴訟) (4) 対象債権の確定	る対象から外すべきである。	
8	第5 その他	<p>今回の制度は濫訴を招くのではないか。金融資本市場に悪影響が生じないよう、濫訴を防止する措置を講じるべきである。</p> <p>具体的には、濫訴を防止する観点から、手続追行主体である特定認定消費者団体に対して、第一段階の時点から何らかの方法により被害者から授権を受ける制度を基本とすべきである。</p> <p>また、制度案3頁(2)の一段階目の共通争点確認の訴えの訴額算定について、「財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなす」とされているが、訴訟物の価額が一律に160万円(民訴法8条2項、民事訴訟費用等に関する法律4条2項)となるのであれば、濫訴防止の観点からも訴訟物の価額を相当程度引き上げるべきである。</p>	<p>「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」についての意見募集に対する主な意見の概要及び意見に対する消費者庁の考え方」4頁では、濫訴防止の観点から特定適格消費者団体の責務規定として、不当な目的でみだりに訴えを提起してはならない旨の規定を設けること等が明記され、制度案14頁(1)においてその旨記述されているが、本訴訟制度の大きな問題の一つは被害に遭っていない手続追行主体が実際の被害者からの授権がないまま訴訟手続きを行なえる点にあると考えられる。</p> <p>また、二段階目の個別請求権の届出の際には訴額の設定があるように見受けられないことからすれば、特定適格消費者団体は、事業者が二段階目に支払う可能性のある額の多寡に関わらず、一律に訴訟物の価額を160万円として訴訟を提起することができることになる。当該制度は、実質的に、二段階目の給付訴訟を志向するものであることから、一律に一段階目の訴訟物の価額を160万円としては、確認の訴えの濫用を招く危険性が大きすぎるのではないか。</p>
9	第5 その他	<p>個別訴訟と集団的消費者被害回復に係る訴訟との関係性について、集団的消費者被害回復に係る訴訟制度に基づく訴訟における判決は、個別訴訟における請求権の存否の判断に影響を及ぼすとすべきである。制度案の記載からは不明確であるため、明記していただきたい。</p>	<p>集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の趣旨として、事業者側としても、紛争の一回的解決を図ることができるというものがあるが、個別訴訟と当該制度に基づく訴訟とが同時並行的に起こる可能性もあることからすれば、事業者にとっては生じうる紛争が倍加しただけとしか受けとめられない。紛</p>

意見 番号	意見の対象箇所	意見の内容	理 由
			争の一回的解決を図るのであれば、集团的消費者被害回復に係る訴訟制度に基づく訴訟における判決は個別訴訟における請求権の存否の判断に影響を及ぼすものであるべきと考える。
10	第5 その他	制度案の概要において「事業者に通義務があることを認める旨の訴訟上の和解であれば、二段階目の手続の開始原因となる」とあるが、事業者に通義務があることを明確化しない和解は有り得るのか。	事業者に通義務があることを明確化しない和解があるとすれば、消費者から授権を受けていない段階で、どのように和解を行い、対象消費者を保護するのかということをはっきりとしたい。

以 上